

「目標の達成度に応じた評価の仕組み」について（案）

I. 介護予防WT及び介護給付費分科会における主な議論の概要

(1) 方向性

○目標の達成度合いに応じた介護報酬の設定についても導入の方向で検討していくことが考えられる。

(2) 評価の対象

○評価については、利用者個人に着眼した評価ではなく、事業者全体の質を評価する観点から、事業所単位の評価とすることが適当である。

○大数の法則が働かない小規模事業所については、こうした評価はなじまない。

(3) 評価の指標

○事業所単位の評価をしていくことはよいが、客観的かつ数量化できる指標を用いることが必要である。

○指標は、「要介護度の改善」あるいは「サービスからの離脱」とすることが適当である。

(4) 報酬の支払い先

○報酬の支払い先は、各事業者に直接給付する方法が適当である。

(5) その他

○公平・公正な評価、地域全体を視野に入れた評価を確保する観点から、目標達成に係る地域包括支援センターの関与を検討することが必要である。

II. 検討すべき主な技術的論点について

(論点1) 評価の対象となる事業所の要件をどのように考えるか。

○目標の達成度に応じた評価は、事業所単位の評価とすることが適当であるが、その場合に、一定規模以上の利用実人員（登録者数）を有する事業所でないと、評価結果の変動が大きくなってしまふことから、小規模事業所は評価になじまないと考えられるが、どの程度の規模以上の事業所を対象とすることが適当か。

○また、事業所においては、「共通的サービス」及び「選択的サービス」を提供することとなるが、このうち評価の対象となる事業所については、どのサービスを提供する事業所とすることが適当か。

(論点2) 評価を行うに当たって対象となる者の条件をどのように考えるか。

○事業所に対する目標の達成度に応じた評価であることを踏まえると、いずれの指標を用いて評価を行うにしても、同一事業所において、一定期間以上継続してサービスを利用する者を対象とすることが適当であると考えられるが、どの程度の期間とするか。

(案1) 6月以上

(案2) 3月以上

(論点3) 評価の指標をどのように設定するか。

○客観的かつ簡便な指標とすることが適当であり、具体的には、以下のような指標が考えられるが、どの方法が適当か。

(案1) 「サービスからの離脱」を指標とする方法

(案2) 「要介護度」を指標とする方法

(案3) 「サービスからの離脱」及び「要介護度」を指標とする方法

(案4) 「要介護認定の1次判定」を指標とする方法

Ⅲ. 主な論点に対する対応案

(1) 評価の対象となる事業所の規模をどのように考えるか。

○現在の通所系サービス事業所の規模別の数は別紙のとおり、比較的小規模な事業所が多い。(要支援、要介護1の利用者の規模で考えても、それぞれ一月中の利用実人員が5人未満になる事業所が4～5割を占める。)

○上記の規模別の事業所数を踏まえ、事業所の年間利用実人員数のうち、要支援1及び要支援2の利用者数が、例えば10名に満たない事業所は、評価の対象としないこととしてはどうか。

○また、評価の対象となる事業所については、介護予防の効果が明確な新メニュー（「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」）を提供する事業所を加算対象とし、これらのサービスを実施しない事業所については評価の対象としないこととしてはどうか。

(2) 評価を行うに当たって対象となる者の条件をどのように考えるか。

○同一事業所において、最低どの程度の期間継続してサービスを利用する者を、評価を行うに当たっての対象者とするのが適切かについては、事業所において選択的サービスが主たるサービスとして提供されると考えられることから、これらのサービスの想定される1クールの提供期間を考慮する必要がある。

※選択的サービスにおいて想定される1クールのサービス提供期間

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・「運動器の機能向上」、「口腔機能の向上」 | : 3月間 |
| ・「栄養改善」 | : 6月間 |

○このうち、利用者の中には、「運動器の機能向上」や「口腔機能の向上」のみを利用する者も想定されることから、目標の達成度に応じた評価を行うに当たって対象とする者としては、「最低3月間以上継続して同一の事業所においてサービスを受けた者」とすることが適切ではないか。

(3) 評価の指標をどのように設定するか。

○評価の指標については、客観的かつ簡便という観点からは、以下の4案が考えられるが、より客観的な指標であり、また、簡便に評価が可能という観点からは、案2のように要介護度をその指標とすることが適切ではないか。

(案1)「サービスからの離脱」を指標とする方法

(1) 指標の内容

○以下のような指標を用いることとする。

$$\frac{\text{状態の改善によりサービスを終了した者（※）}}{\text{一定期間以上サービスを利用した者}}$$

※特定の事業所によるサービス利用を終了した者であって、その終了が、介護予防ケアマネジメントにおいて設定した目標に照らし、当該事業所におけるサービス利用により状態の改善が認められたことによるものであると地域包括支援センターが認めた者。

○上記の指標を用いて原則として1年間に一定期間以上同一の事業所においてサービスを利用した者の中で、状態の改善により当該事業所によるサービス利用を終了した者の割合が一定以上の事業所について、加算により評価することとする。

(2) 上記の指標を用いる場合の問題点

①状態の改善によりサービスを終了したかどうかの判断基準の設定は困難であることから、その判断は個別のケースごとに地域包括支援センターに委ねることとなるが、その場合には、地域包括支援センターの恣意性が入ることとならないか。

②いったん特定の事業所のサービス利用を終了した者が、一定期間後にサービスを再び利用し始めるようなケースも考えられ、このような場合にも事業所は評価がなされることとなるがどうか。

(案2)「要介護度」を指標とする方法

(1) 指標の内容

○以下のような指標を用いることとする。

$$\frac{\text{要介護度の維持（※）又は改善者数}}{\text{一定期間以上サービスを利用した者であって、認定の更新をした者}}$$

※要介護度の「維持」については、悪化予防という観点からは、評価の対象に加えることが適当であると考えられるが、サービスを利用しなくとも、一定程度「維持」することも考えられることから、評価の対象とする「維持」については、更新認定により要介護度が維持した者の中で、地域包括支援センターが、当該利用者のケアプランに照らし、設定した目標を達成したと認めた者とする。

○上記の指標を用いて原則として1年間に一定期間以上同一の事業所においてサービスを利用し、その後に更新認定を受けた者の中で、要介護度が維持又は改善した者の割合が一定以上の事業所について、加算により評価することとする。

(2) 上記の指標を用いる場合の問題点

①更新認定を受けた者のみが対象となるため、以下の問題が考えられる。

- ・更新認定が特定の事業所のサービス終了後にある場合には、事業者により当該更新認定の情報を入手することが難しいことから、事業者と当該利用者との個別の契約により更新認定の情報を得られた者についてのみ評価対象となるため、事業者による情報収集の困難性や恣意的に利用者の情報を操作するおそれと考えられる。
- ・また、上記の場合に、事業所としては、更新認定時まで継続してサービス提供を行う可能性が考えられる。

※これらの問題点については、評価を行うプロセスにおいて、システムを活用することにより解決が可能となると考えられる。

②「維持」について、「ケアプラン上の目標達成している維持者」の判断を客観的に行うための基準が必要である。

(案3)「サービスからの離脱」及び「要介護度」を指標とする方法

(1) 指標の内容

- (案1)及び(案2)を参照し、以下のような指標を用いることとする。
 - ・(案1)「サービスからの離脱」に加え、より客観的指標である(案2)「要介護度」を評価することにより、それぞれの問題点を一定程度補強することが可能。

状態の改善によりサービスを終了した者(※) +
サービス利用中に要介護度が改善した利用者(※※)

1年間で一定期間以上サービスを利用した者

(※) (案1)と同じく、地域包括支援センターが認めた者とする。

(※※) サービス終了後の更新認定情報の入手の困難性等より、サービス利用中における要介護度変化を評価する。また、より効果を明確に評価するため、要介護度が改善した者のみを評価することとする。

(2) 上記の指標を用いる場合においても、以下の問題点が残る。

- ①状態の改善によりサービスを終了したかどうかの判断基準の設定は困難であることから、その判断は個別のケースごとに地域包括支援センターに委ねることとなるが、その場合には、地域包括支援センターの恣意性が入ることとならないか。
- ②いったん特定の事業所のサービス利用を終了した者が、一定期間後にサービスを再び利用し始めるようなケースも考えられ、このような場合にも事業所は評価がなされることとなるがどうか。
- ③要介護度の「維持」が評価されないこととなる。

(案4)「要介護認定の一次判定」を指標とする方法

(1) 指標の内容

○以下のような指標を用いることとする。

要介護認定の一次判定により、状態が維持又は改善したと判定される者 一定期間以上サービスを利用した者
--

○利用者が特定の事業所によるサービス利用を終了した後に、当該利用者の有効期間が終了しているかどうかにかかわらず、要介護認定の一次判定を用いて状態の維持又は改善を判定し、維持又は改善した利用者の割合が一定以上の事業所について、加算により評価することとする。

(2) 上記の指標を用いる場合の問題点

- ①一次判定には本来医師の意見書が必要であることから、正確な評価を行うことが難しいのではないか。(また、一次判定のみで評価を行うこととすると、要介護認定の二次判定そのものの意味が問われることとなる。)
- ②一次判定を行う者は市町村が想定されるが、利用者のサービス終了ごとに行うとなると事務量が大幅に増える可能性がある。

(参考)「要介護度」を指標とする場合の具体的な方法について

○指標の内容

$$\frac{\text{要介護度の維持（※）又は改善者数}}{Z} = \text{一定期間以上サービスを利用した者であって、認定の更新をした者}$$

○加算による評価の体系案

ア 維持よりは改善を高く評価するなど、改善の程度により評価の差を設ける体系
(加算体系のイメージ)

$$\frac{A+B+C}{Z} \geq 0 \text{ のときに加算を算定}$$

A = 維持の者の数

B = 1ランク (要支援2 → 要支援1・要支援1 → 非該当) 改善した者の数 × 1.5

C = 2ランク (要支援2 → 非該当) 改善した者の数 × 2

イ 改善の程度にかかわらず、非該当となったことを特に高く評価する体系

(加算体系のイメージ)

$$\frac{A+B}{Z} \geq 0 \text{ のときに加算を算定}$$

A = 維持の者の数 + 改善した者の数 (Bに該当する者の数を除く。)

B = 改善し、非該当となった者の数 × 1.5

ウ 維持又は改善の評価に併せ、特に非該当となったことを評価する体系

(加算体系のイメージ) (加算Ⅰ < 加算Ⅱ)

【加算Ⅰ】

$$\frac{A}{Z} \geq 0 \text{ のときに加算を算定}$$

A = 維持の者の数 + 改善した者の数

【加算Ⅱ】

$$\frac{A}{Z} \geq 0 \quad \text{かつ} \quad \frac{A'}{Z} \geq 0 \text{ のときに加算を算定}$$

A = 維持の者の数 + 改善した者の数

A' = 非該当となった者の数

エ 改善の程度等に差を設けず、維持又は改善を評価する体系

(加算体系のイメージ)

$$\frac{A}{Z} \geq 0 \text{ のときに加算を算定}$$

A = 維持の者の数 + 改善の者の数

(別紙)利用実人員階級、要介護度別でみた事業所数

通所介護事業所数

平成15年10月1日

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
利用実人員階級	総数	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498
	0人	1,202	195	317	652	1,334	2,914	8,709
	1-4人	3,730	1,039	1,847	3,174	4,512	5,615	2,126
	5-9人	3,157	1,276	2,587	3,640	3,648	2,799	611
	10-14人	1,715	1,211	2,266	2,473	1,842	800	278
	15-19人	968	1,350	2,066	1,387	752	234	166
	20-24人	575	1,462	1,480	695	242	78	98
	25-29人	366	1,366	880	247	89	28	103
	30-34人	235	1,198	500	136	49	16	65
	35-39人	179	954	254	43	12	6	54
	40人以上	371	2,447	301	51	18	8	288
不詳	-	-	-	-	-	-	-	

通所リハビリテーション事業所数

平成15年10月1日

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
利用実人員階級	総数	5,732	5,732	5,732	5,732	5,732	5,732	5,732
	0人	649	79	111	230	468	1,222	5,048
	1-4人	2,264	262	587	1,314	2,056	2,812	626
	5-9人	1,371	510	1,118	1,663	1,752	1,240	32
	10-14人	620	771	1,137	1,172	834	317	9
	15-19人	303	818	937	645	341	90	4
	20-24人	154	707	650	336	156	36	1
	25-29人	119	600	467	179	66	9	-
	30-34人	75	474	278	88	30	2	1
	35-39人	38	382	157	46	12	2	-
	40人以上	139	1,129	290	59	17	2	11
不詳	-	-	-	-	-	-	-	

※ 利用実人員階級は、平成15年9月中の事業所毎の利用実人員による階級である。
(出典)平成15年介護サービス施設・事業所調査